【令和元年度】

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に係る随意契約の公表

契約の内容	契約の相手方に必要な資格	契約の相手方の 決定方法	見積書の記載 及び提出方法	担当課室所名	備考
増田庁舎 暖房用ボイラー運転業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第 3号に規定するシルバー人材センター	随意契約	1時間当たりの単価 担当課に持参	まちづくり推進部 増田地域課	令和元年11月上旬契約予定
増田地区多目的研修センター 暖房用ボイラー運転業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第 3号に規定するシルバー人材センター	随意契約	1時間当たりの単価 担当課に持参	まちづくり推進部 増田地域課	令和元年11月上旬契約予定